

地下埋設物試掘調査仕様書

1 調査概要

地下埋設物試掘調査は、国有財産の地下に埋設されている廃棄物等、土地取引において瑕疵の対象になる恐れのある物の存在を確認するために実施し、調査結果等を作成・報告するとともに、掘削範囲を掘出土砂で埋戻し、転圧・整地する業務とする。

2 調査の方法

- (1) 掘削位置は、別添「地下埋設物試掘調査位置図」に表示した範囲とし、隣接土地境界線より2 m以上の距離を置き、隣接土地の構造物等に影響を及ぼさないよう実施する。
- (2) 掘削幅は1 m、深さは1.5 m、延長は「別添「地下埋設物試掘調査内訳」に示した長さとし、掘削間隔は原則3 mとする。
- (3) 地下埋設物が確認されたときは、撤去後、調査箇所内の安全な箇所に残置する。
- (4) 調査が完了したら、掘削した土砂により原状回復（埋戻、整地）を行う。

3 調査報告書の提出

- (1) 調査完了後には「地下埋設物調査報告書」を提出する。報告書には、地下埋設物の種類・概算埋設量・概算撤去費用等を記載し、現況図・断面図等を作成し添付する。
- (2) 試掘箇所毎に、試掘前、試掘中、試掘後の各工程の写真撮影（試掘位置等を表示した黒板等を設置して撮影する。）を行い、写真、各写真撮影位置を実測図等に明示し、地下埋設物調査報告書に添えて提出する。
- (3) 埋設物等があるときは、当該埋設物の大きさ等が判別できるようメジャー等をあてて写真撮影する。

3 その他留意事項

- (1) 調査にあたっては、近隣住民に事前説明を行うとともに迷惑防止に努め、生活上の支障が極力最小限になるよう配慮し、隣地及び道路等の崩落が起きないように、また、掘削物が流出・飛散等しないよう注意すること。
- (2) 試掘調査の施行日程が決定したら、速やかに、監督職員へ連絡する。
- (3) 境界線及び試掘範囲の確認を行い、境界標を損傷することがないように、万全の注意を払うこと。万が一境界標等を損傷、棄損した場合は、復元を行う。
- (4) 工事用重機等の搬入・搬出にあたっては周辺道路や近隣の住宅、工作物等に損害を与えないよう、必要な措置を行う。
- (5) 試掘作業期間中は、十分な安全の確保に努め、必要に応じ誘導員を配置する等、安全対策を講じる。また、試掘後、埋戻が完了していない箇所は、転落事故等の防止対策を講じる。
- (6) 試掘調査地は常に整理整頓し、当日の作業完了後は敷地内の整理整頓を行うこと。
- (7) 試掘調査にあたり、疑義が生じたときは、直ちに監督職員へ連絡する。また、調査方法及び調査内容に変更が生じるときは、その理由を明らかにして監督職員へ連絡すること。